

# 成田市の取組状況

(第5回東京圏国家戦略特別区域会議 成田市提出資料)

平成27年9月3日

成田市長 小泉 一成





## 医学部新設にかかる規制緩和要望に関する対応状況等

規制緩和要望項目	対応状況等	今後の展望
医学部新設の解禁	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 成田市分科会において、医学部新設について協議を実施。</li> <li>■ 平成27年7月31日開催の第4回成田市分科会において、「<u>国家戦略特別区域における医学部新設に関する方針</u>」が了承され、<u>内閣府・文部科学省・厚生労働省の3府省より決定された。</u></li> </ul> <p>⇒<u>成田市に医学部を設置することが事実上決定</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 平成29年4月の医学部開学を目指し、準備を進める。</li> </ul>
病床規制に係る医療法の特例	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 国家戦略特区の「<u>病床規制に係る医療法の特例</u>」は高度医療の提供に係るものであり、認可を受けたのは20～30床である。</li> <li>■ 医学部新設に伴い、<u>国家戦略特区において基準病床数とは別枠で附属病院の病床数(600床以上)を認めていただきたいと考えている。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 附属病院の病床数(600床以上)を認めてもらえるよう要望</li> </ul>
農地転用許可等の権限移譲	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 国家戦略特区に係る事業の実施については、スピード感を求められており、成田市としても早急に提案を実現したいと考えていることから、<u>事業の実施区域に限定して、農地転用に係る許可権限の成田市長への移譲、並びに農業振興地域整備計画を変更する際の協議の省略が必要である</u>と考えている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 事業の実施区域に限定した               <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 農地転用に係る許可権限の成田市長への移譲</li> <li>➢ 農業振興地域整備計画を変更する際の協議の省略</li> </ul>               を要望するとともに、協議を実施             </li> </ul>

## 地域限定保育士試験の実施

概要	今後の展望
<p>保育士不足解消等に向けて、資格取得後3年間は、受験した自治体(国家戦略特区に指定された区域のうち、試験を実施する自治体)のみで保育士として働くことができ、4年目以降は全国で働くことができる「<u>地域限定保育士(正式名称:国家戦略特別区域限定保育士)</u>」となるための試験制度が新たに創設された。(平成27年通常国会)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 千葉県の協力の下、成田市を対象地区として、<u>地域限定保育士試験</u>を実施する。</li> </ul>